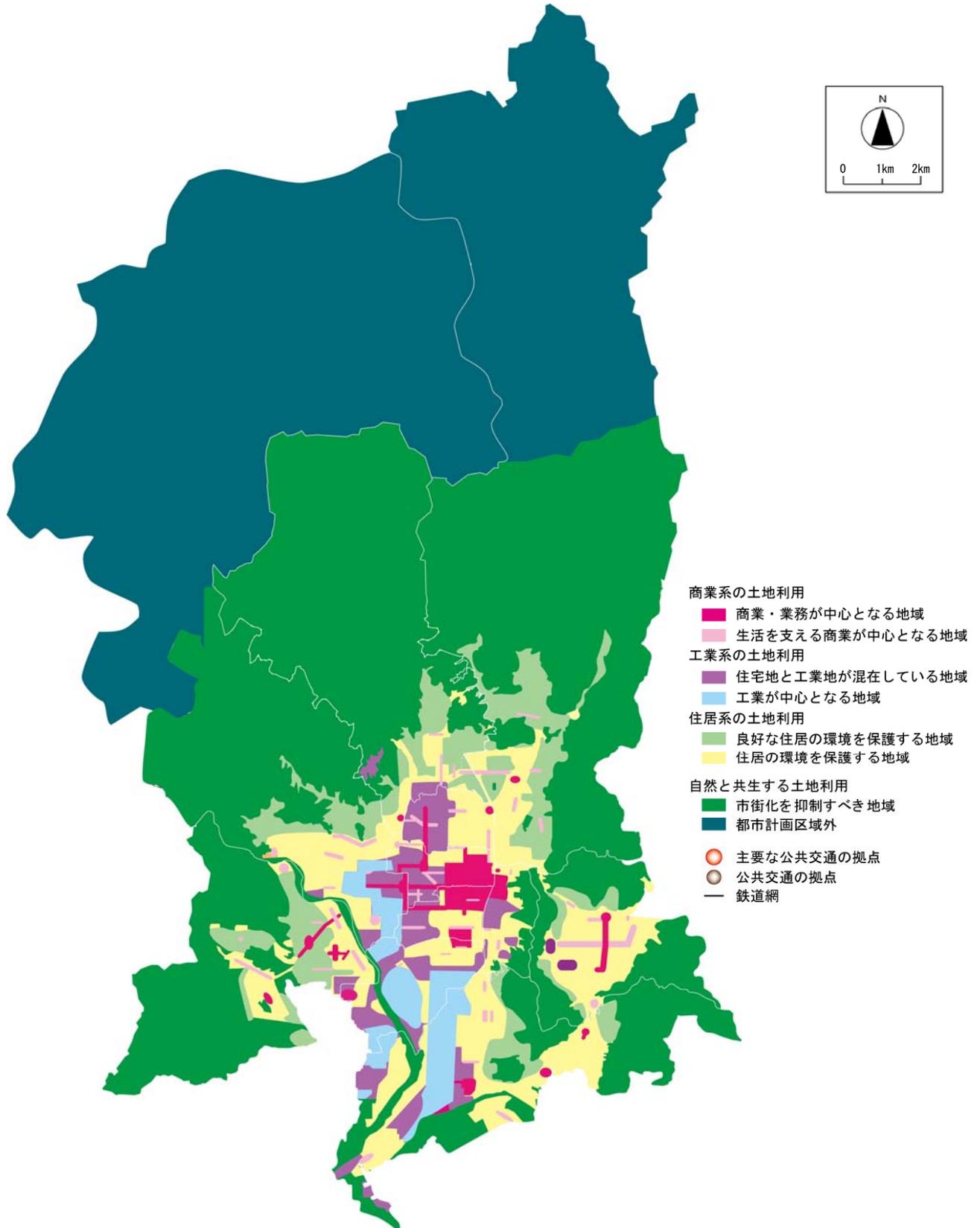


参 考 资 料

参考資料1 全市での全体構想図

第4章の「全体構想 ～都市計画の方針～」を示します。

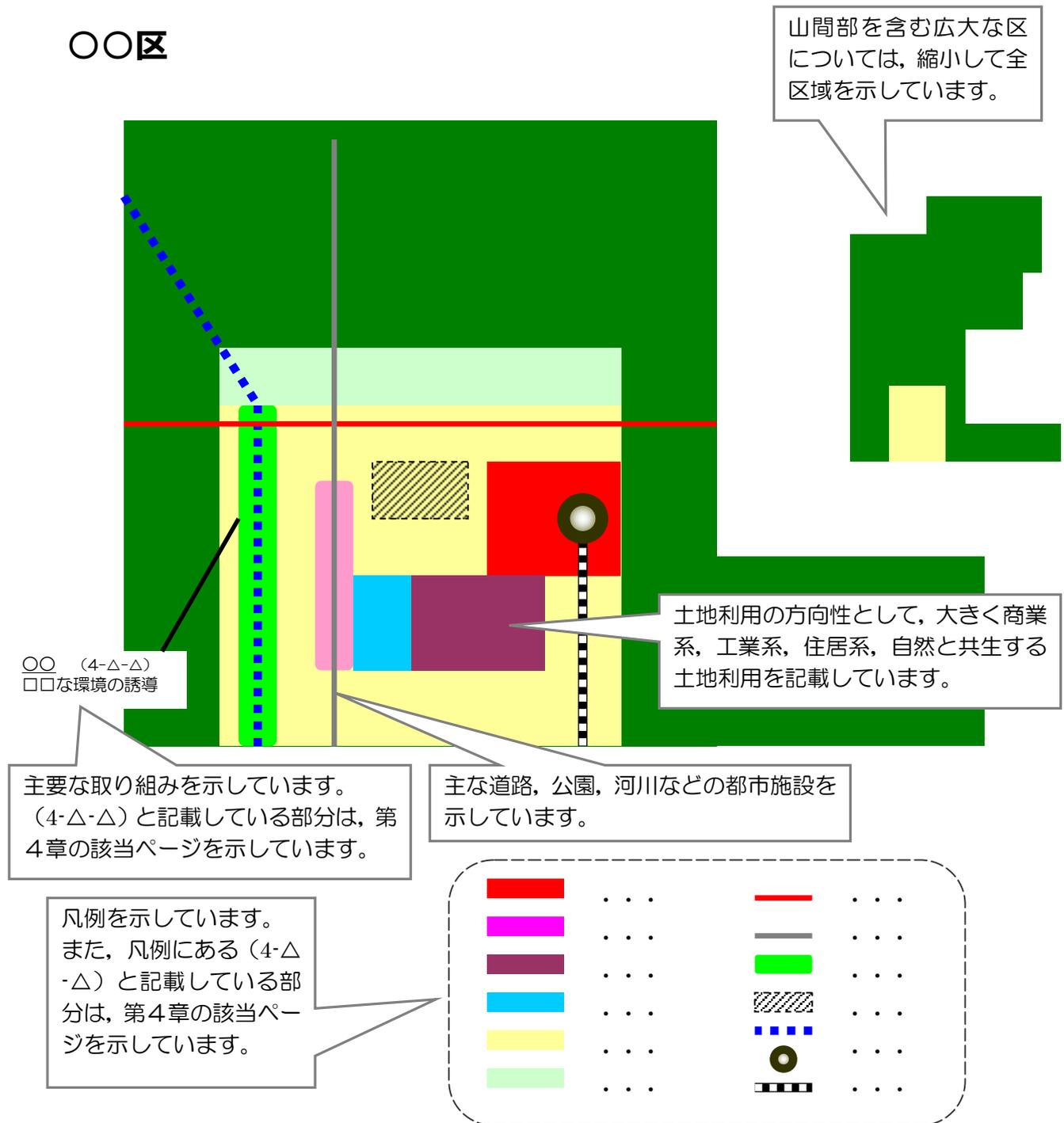


参考資料2 各行政区ごとの全体構想図

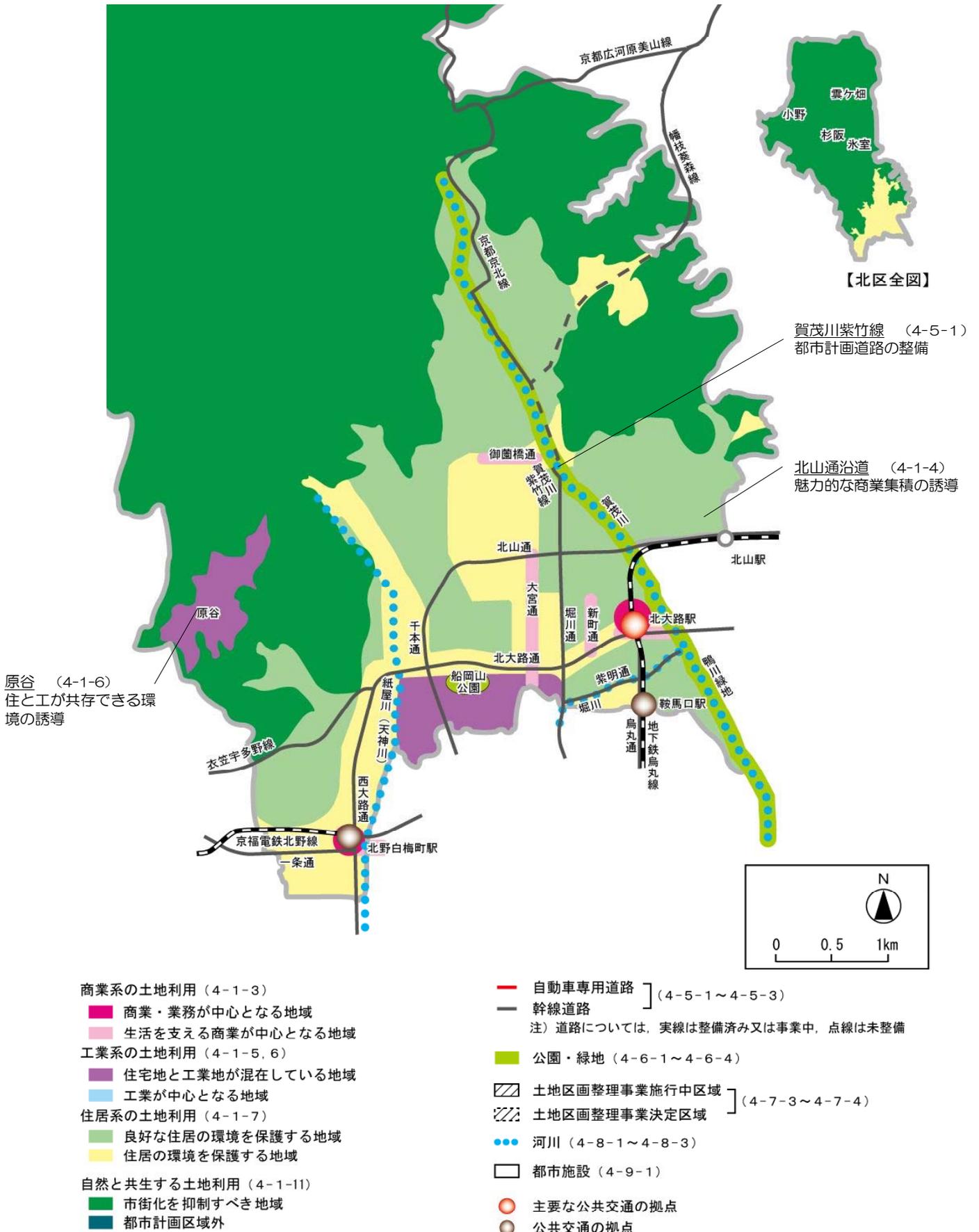
各行政区別に、第4章の「全体構想 ～都市計画の方針～」に記載している土地利用の方向性や道路、公園などの主要な都市施設と、主要な取組を示すとともに、第4章で該当するページを（ ）内で示しています。

【各図の見方】

〇〇区

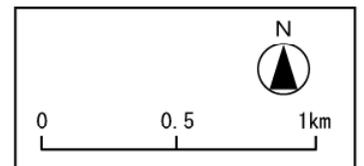
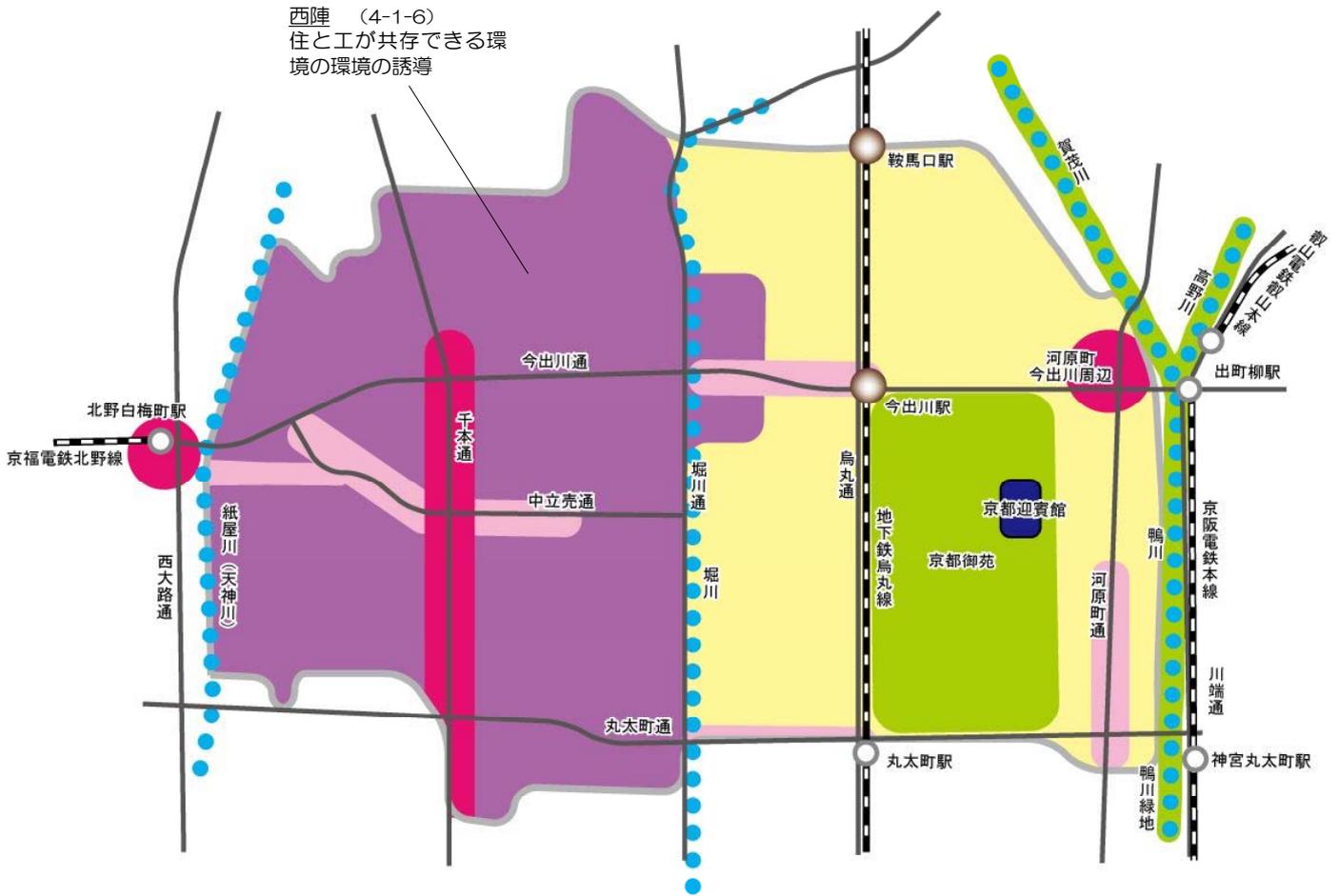


(1) 北区



() 内は、第4章のページを表す。

(2) 上京区



商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

- 自動車専用道路 (4-5-1~4-5-3)
- 幹線道路

注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

- 公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)

- ▨ 土地区画整理事業施行中区域 (4-7-3~4-7-4)
- ▨ 土地区画整理事業決定区域

- 河川 (4-8-1~4-8-3)

- 都市施設 (4-9-1)

- 主要な公共交通の拠点

- 公共交通の拠点

- 鉄道網

() 内は、第4章のページを表す。

(3) 左京区



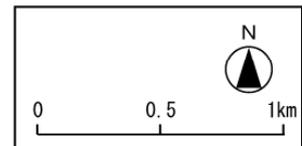
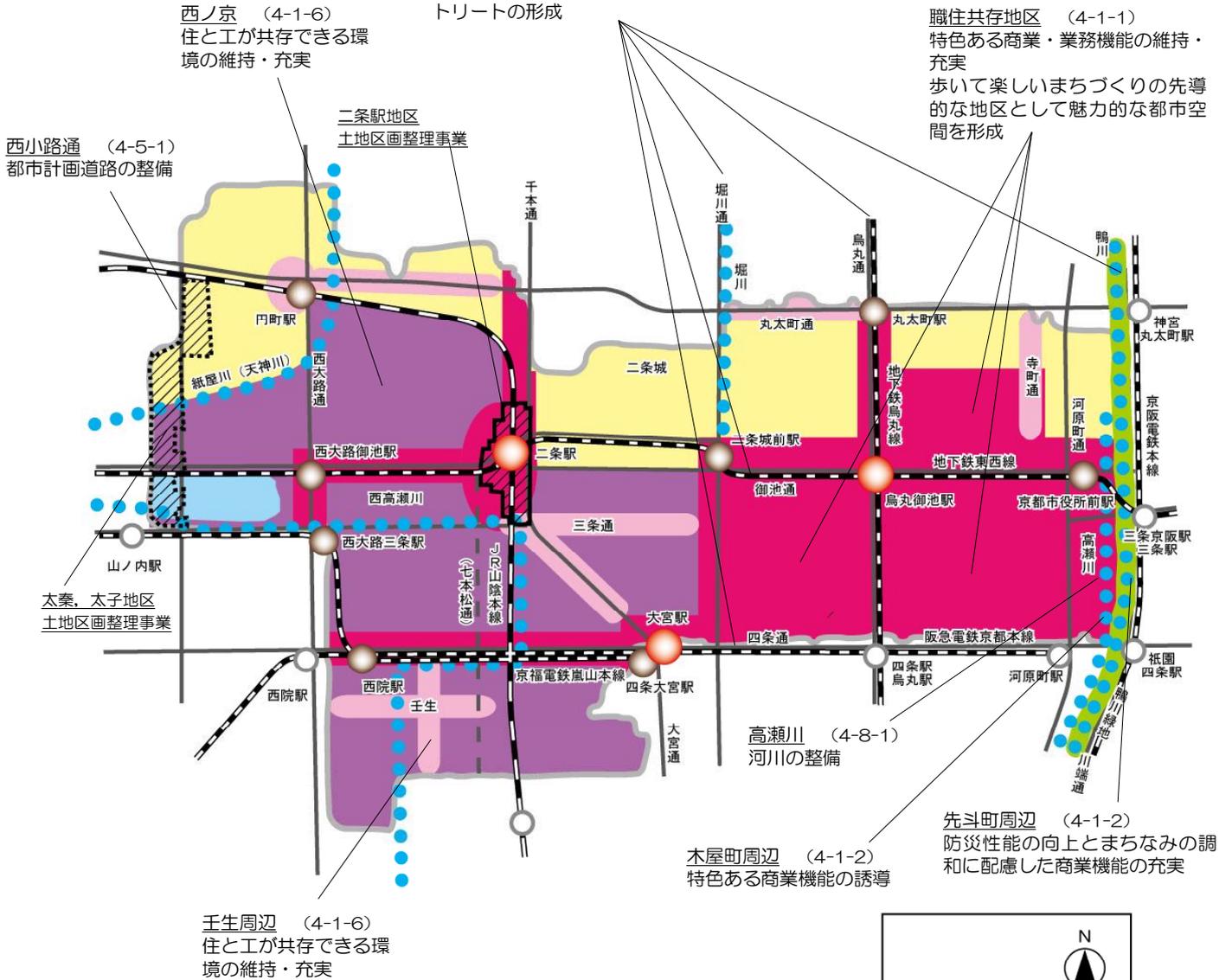
() 内は、第4章のページを表す。

(4) 中京区

御池通、四条通、河原町通、烏丸通、堀川通沿い
(4-1-1, 4-1-2)

商業・業務機能の立地誘導と多様な都市機能の集積
シンボルロードとして位置づけられている御池通について世界中の人に知られるような京都のメインストリートの形成

職住共存地区 (4-1-1)
特色ある商業・業務機能の維持・充実
歩いて楽しいまちづくりの先導的な地区として魅力的な都市空間を形成



商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

自動車専用道路 (4-5-1~4-5-3)

- 幹線道路
- 注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)

- 土地区画整理事業施行中区域
- 土地区画整理事業決定区域

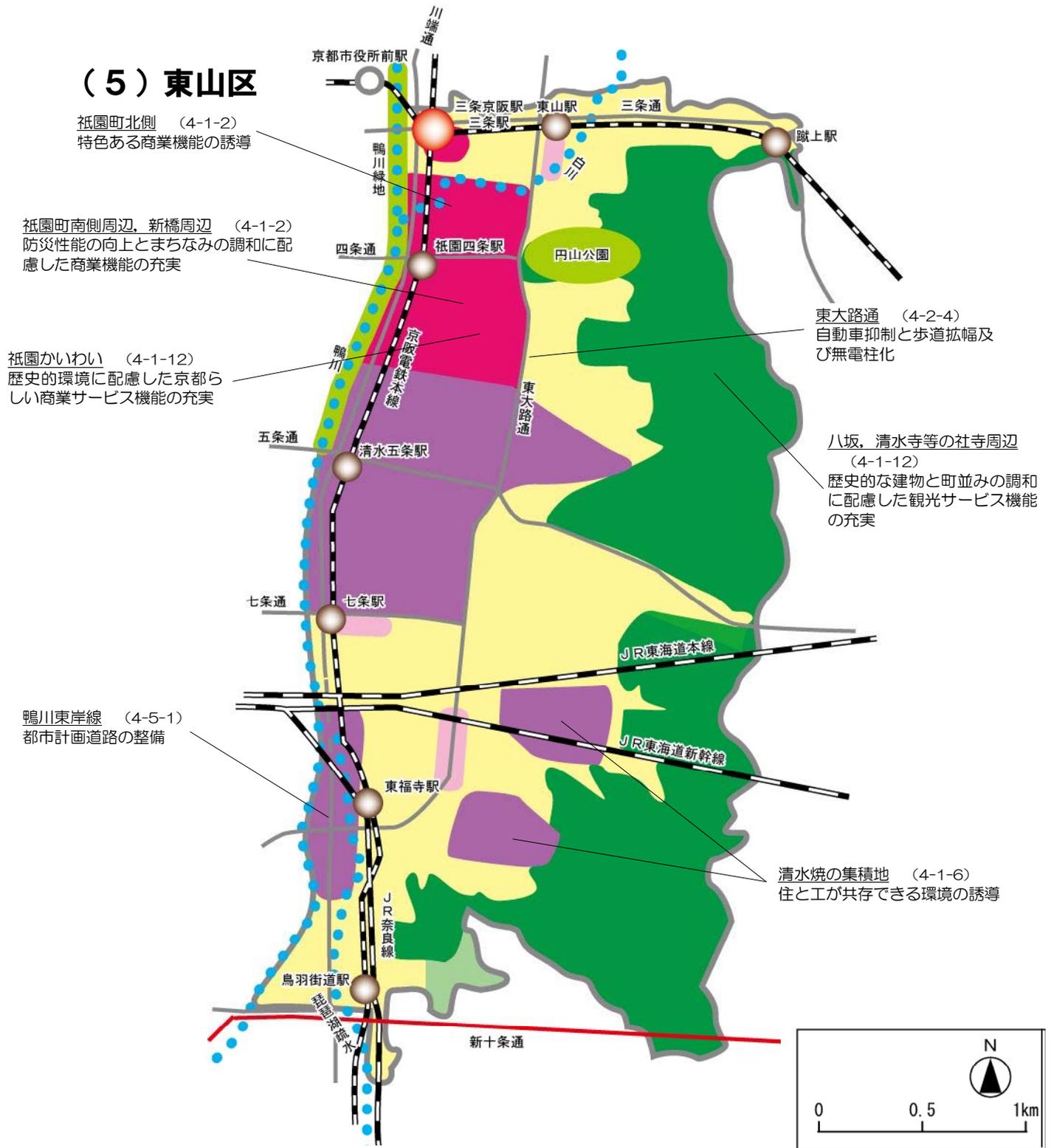
河川 (4-8-1~4-8-3)

都市施設 (4-9-1)

- 主要な公共交通の拠点
- 公共交通の拠点
- 鉄道網

() 内は、第4章のページを表す。

(5) 東山区



祇園町北側 (4-1-2)
特色ある商業機能の誘導

祇園町南側周辺、新橋周辺 (4-1-2)
防災性能の向上とまちなみの調和に配慮した商業機能の充実

祇園かいわい (4-1-12)
歴史的環境に配慮した京都らしい商業サービス機能の充実

東大路通 (4-2-4)
自動車抑制と歩道拡幅及び無電柱化

八坂、清水寺等の社寺周辺 (4-1-12)
歴史的な建物と町並みの調和に配慮した観光サービス機能の充実

鴨川東岸線 (4-5-1)
都市計画道路の整備

清水焼の集積地 (4-1-6)
住と工が共存できる環境の誘導

商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

— 自動車専用道路 (4-5-1~4-5-3)

— 幹線道路
注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

■ 公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)

▨ 土地区画整理事業施行中区域 (4-7-3~4-7-4)
▨ 土地区画整理事業決定区域

●●● 河川 (4-8-1~4-8-3)

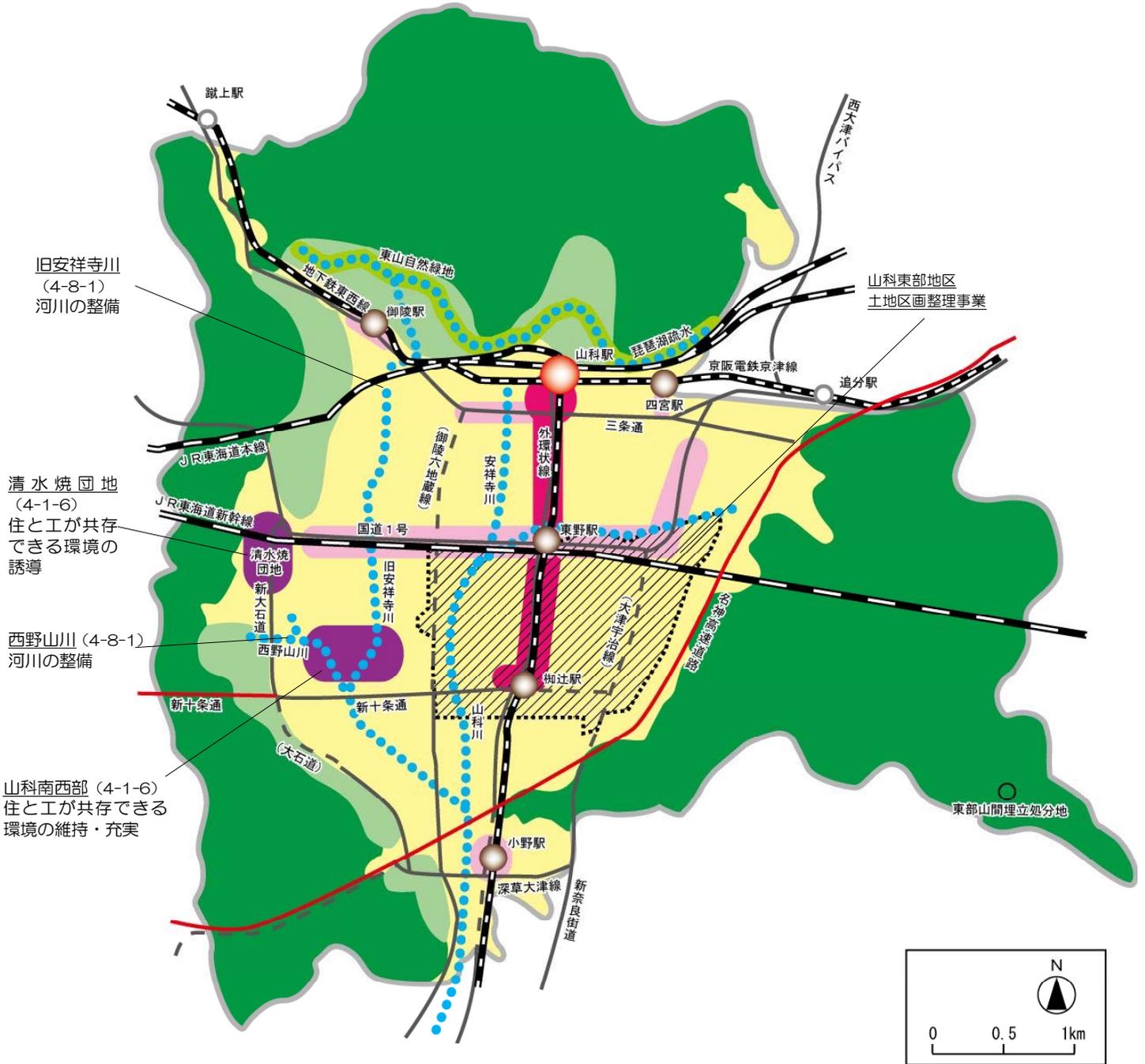
□ 都市施設 (4-9-1)

● 主要な公共交通の拠点

● 公共交通の拠点

■ 鉄道網

(6) 山科区



旧安祥寺川
(4-8-1)
河川の整備

清水焼団地
(4-1-6)
住と工が共存
できる環境の
誘導

西野山川 (4-8-1)
河川の整備

山科南西部 (4-1-6)
住と工が共存
できる
環境の維持・充実

山科東部地区
土地区画整理事業

商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

— 自動車専用道路] (4-5-1~4-5-3)

— 幹線道路
注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

■ 公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)

▨ 土地区画整理事業施行中区域] (4-7-3~4-7-4)

▨ 土地区画整理事業決定区域

●● 河川 (4-8-1~4-8-3)

□ 都市施設 (4-9-1)

○ 主要な公共交通の拠点

● 公共交通の拠点

■ 鉄道網

() 内は、第4章のページを表す。

(7) 下京区

職住共存地区 (4-1-1)
 特色ある商業・業務機能の維持・充実
 歩いて楽しいまちづくりの先導的な地区として魅力的な都市空間を形成

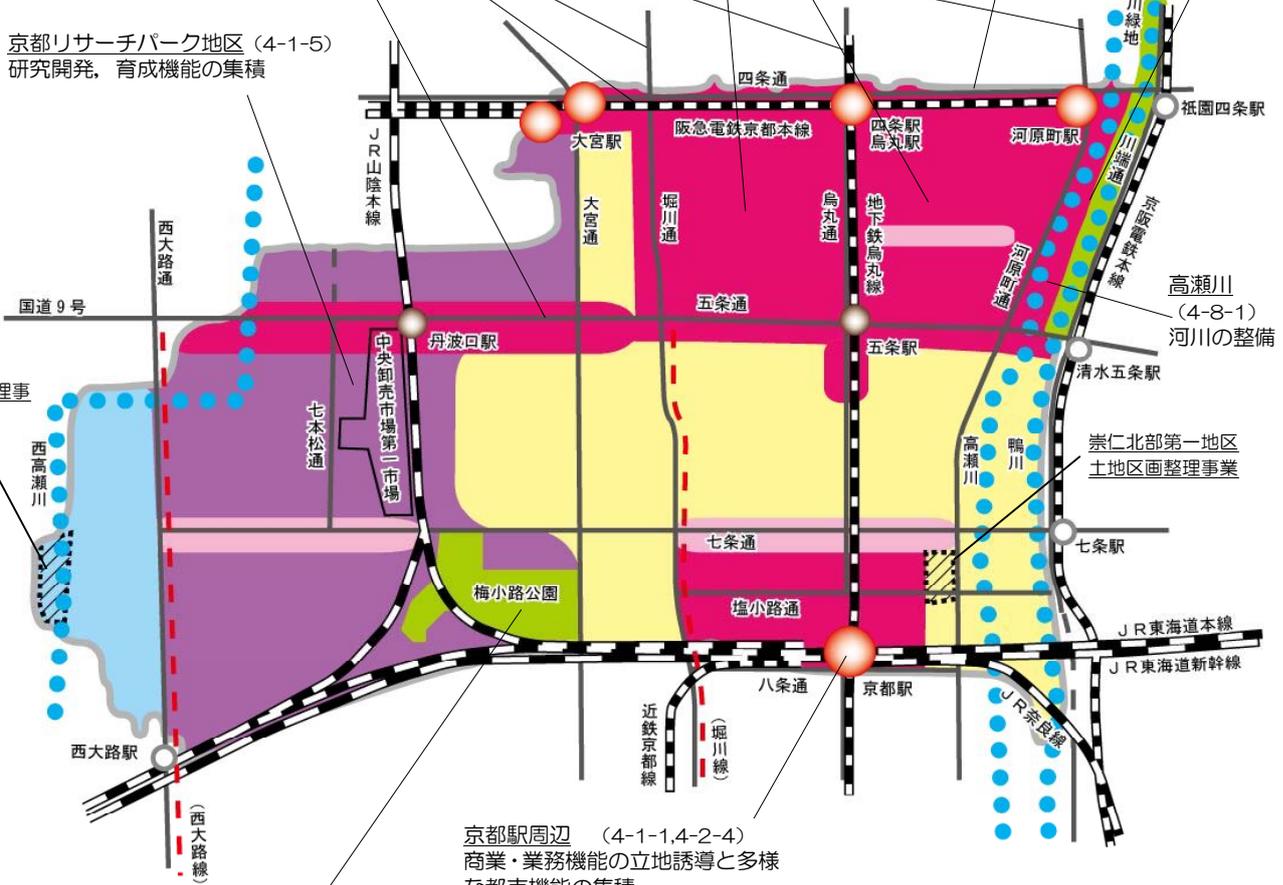
四条通、五条通、堀川通、烏丸通、河原町通沿い (4-1-1)
 商業・業務機能の立地誘導と多様な都市機能の集積

四条通 (4-2-4)
 歩道拡幅による公共交通優先化

木屋町周辺 (4-1-2)
 特色ある商業機能の誘導

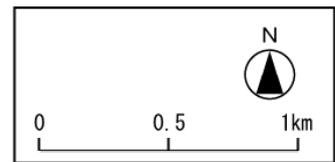
京都リサーチパーク地区 (4-1-5)
 研究開発、育成機能の集積

西京極地区
 土地区画整理事業



梅小路公園周辺 (4-1-14)
 梅小路公園を地域活性化の核として、中央卸売市場第一市場、周辺商店街、京都リサーチパークも含めた交流の拠点となるよう検討

京都駅周辺 (4-1-1,4-2-4)
 商業・業務機能の立地誘導と多様な都市機能の集積
 京都市最大のターミナルとしての駅前広場の整備



商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

— 自動車専用道路 (4-5-1~4-5-3)

— 幹線道路
 注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

■ 公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)

▨ 土地区画整理事業施行中区域 (4-7-3~4-7-4)
 ▨ 土地区画整理事業決定区域

●●● 河川 (4-8-1~4-8-3)

□ 都市施設 (4-9-1)

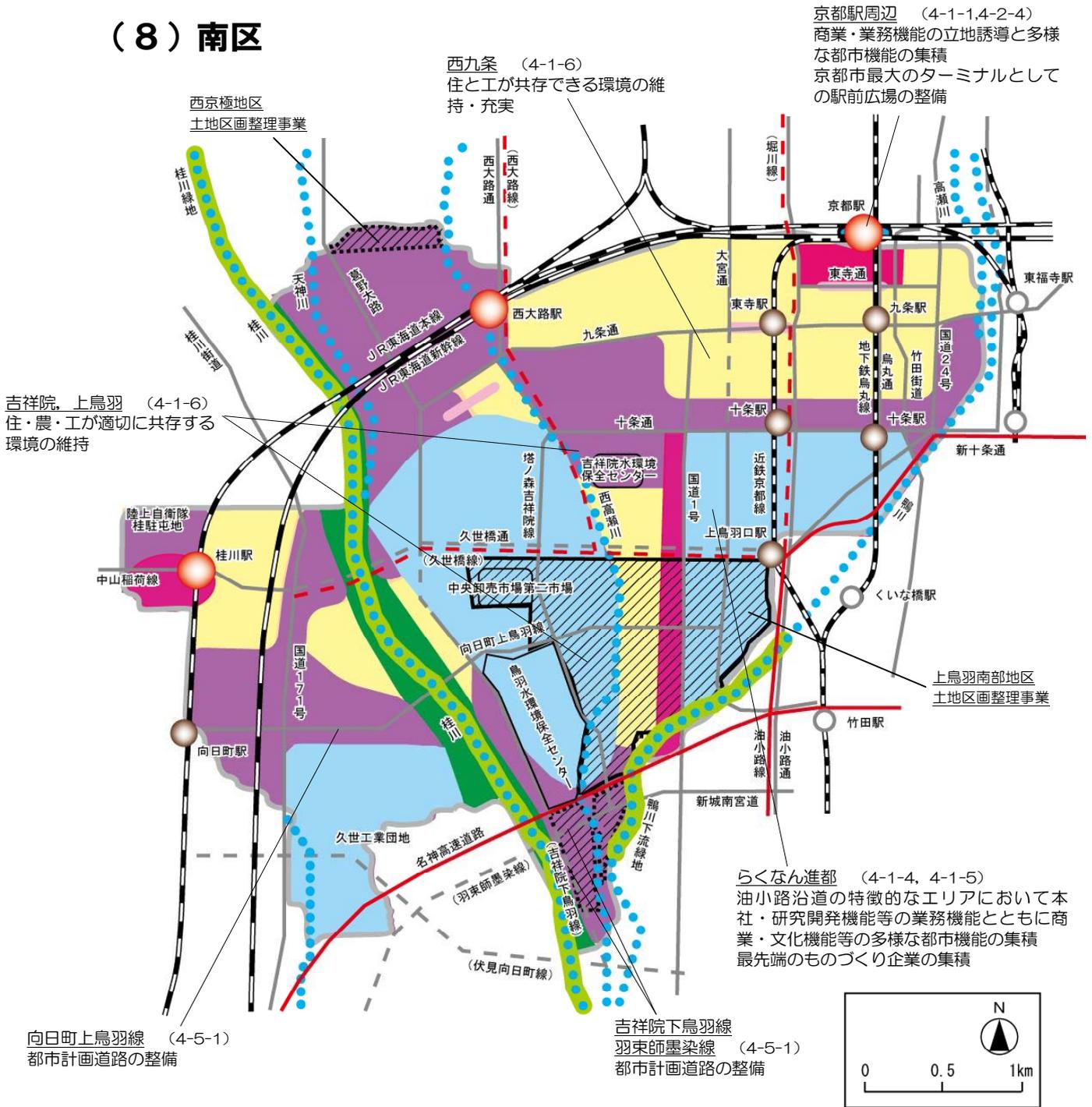
● 主要な公共交通の拠点

● 公共交通の拠点

■ 鉄道網

() 内は、第4章のページを表す。

(8) 南区



京都駅周辺 (4-1-1,4-2-4)
商業・業務機能の立地誘導と多様な都市機能の集積
京都市最大のターミナルとしての駅前広場の整備

西九条 (4-1-6)
住と工が共存できる環境の維持・充実

吉祥院、上烏羽 (4-1-6)
住・農・工が適切に共存する環境の維持

らくなん進都 (4-1-4, 4-1-5)
油小路沿道の特徴的なエリアにおいて本社・研究開発機能等の業務機能とともに商業・文化機能等の多様な都市機能の集積
最先端のものづくり企業の集積

向日町上烏羽線 (4-5-1)
都市計画道路の整備

吉祥院下烏羽線
羽束師墨染線 (4-5-1)
都市計画道路の整備

商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

自動車専用道路 (4-5-1 ~ 4-5-3)

- 幹線道路
- 注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

公園・緑地 (4-6-1 ~ 4-6-4)

- ▨ 土地区画整理事業施行中区域
- ▨ 土地区画整理事業決定区域

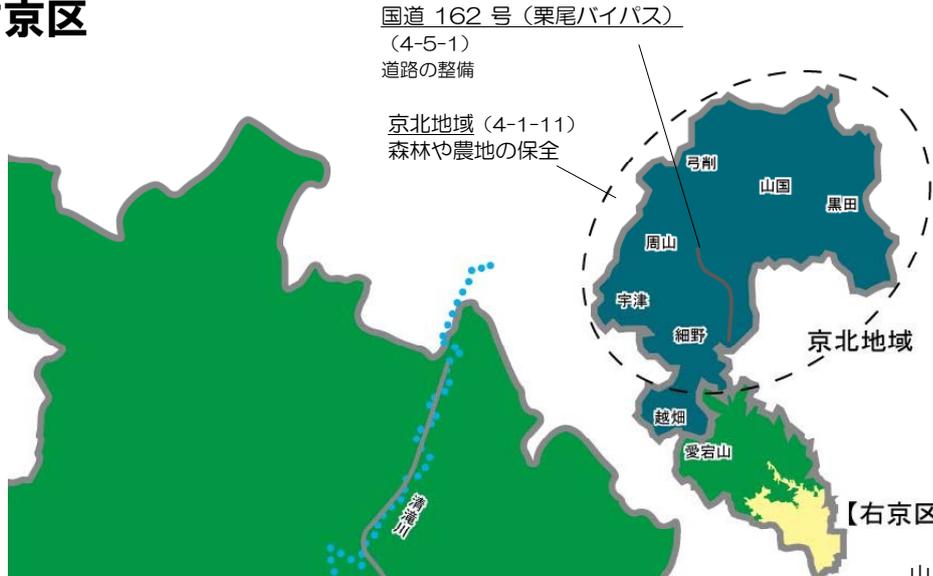
河川 (4-8-1 ~ 4-8-3)

都市施設 (4-9-1)

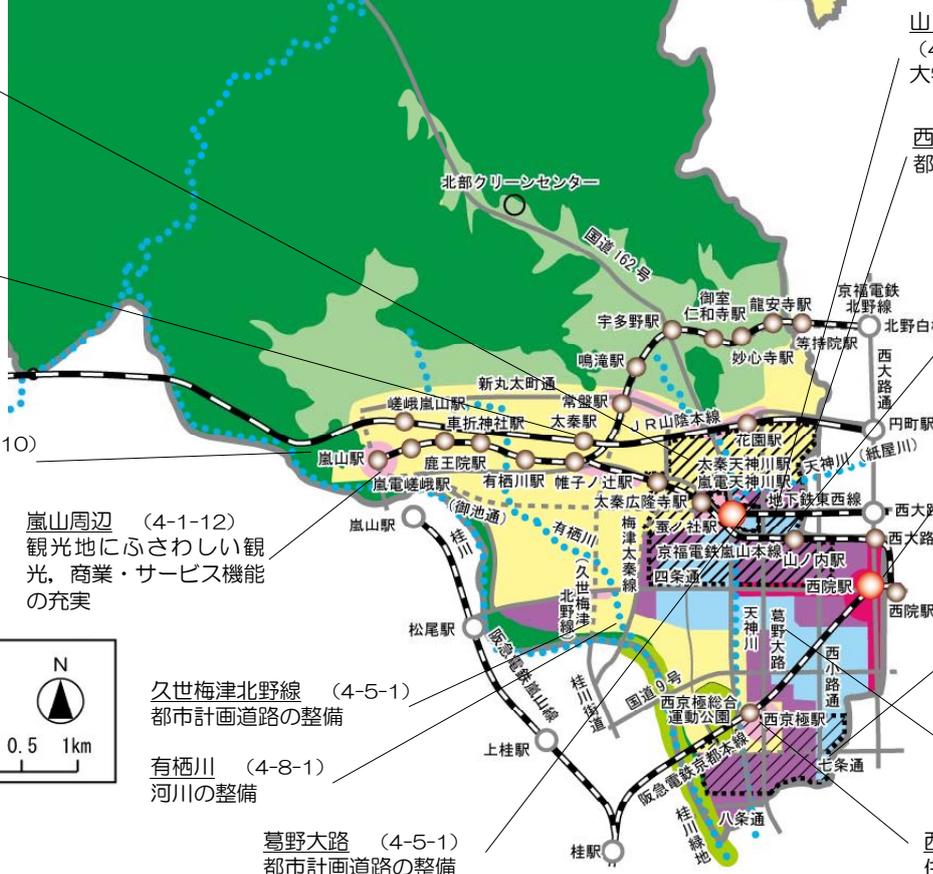
- 主要な公共交通の拠点
- 公共交通の拠点
- 鉄道網

() 内は、第4章のページを表す。

(9) 右京区



【右京区全図】



太秦, 太子地区
土地区画整理事業

太秦 (4-1-14)
地域資源をいかしたレクリエーション機能の充実

嵐山 (4-1-10)
樹林地の保全

嵐山周辺 (4-1-12)
観光地にふさわしい観光, 商業・サービス機能の充実

久世梅津北野線 (4-5-1)
都市計画道路の整備

有栖川 (4-8-1)
河川の整備

葛野大路 (4-5-1)
都市計画道路の整備

山ノ内浄水場跡地 (4-1-13)
大学を核とした拠点の形成

西小路通 (4-5-1)
都市計画道路の整備

山ノ内 (4-1-6)
住と工が共存する環境の維持・充実

西院 (4-1-6)
住と工が共存する環境の維持・充実

西京極地区
土地区画整理事業

西部工業地域 (4-1-5)
工場の操業環境の保全

西京極 (4-1-6)
住と工が共存する環境の維持・充実

商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

- 自動車専用道路 (4-5-1~4-5-3)
- 幹線道路

注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

- 公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)

- 土地区画整理事業施行中区域 (4-7-3~4-7-4)
- 土地区画整理事業決定区域

- 河川 (4-8-1~4-8-3)

- 都市施設 (4-9-1)

- 主要な公共交通の拠点
- 公共交通の拠点

- 鉄道網

() 内は、第4章のページを表す。

(10) 西京区



桂イノベーション地区
(4-1-5)
産学工連携による産業振興(研究開発)拠点として形成・充実

洛西ニュータウン
(4-1-7)
低層、中高層の住宅地として良好な居住環境の維持

大山崎大枝線
(4-5-1)
道路の整備

洛西中央地区
(4-1-10)
市街地内におけるまとまった緑地の保全

大原野、大枝
(4-1-11)
都市近郊農業の振興と計画的な農地の保全

小塩山、善峰寺
(4-1-10)
特に重要な緑地資源として保全

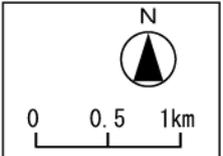


【西京区全区】

洛西第二地区
土地区画整理事業

洛西第一地区
土地区画整理事業

新川(4-8-1)
河川の整備



- 商業系の土地利用 (4-1-3)
 - 商業・業務が中心となる地域
 - 生活を支える商業が中心となる地域
 - 工業系の土地利用 (4-1-5, 6)
 - 住宅地と工業地が混在している地域
 - 工業が中心となる地域
 - 住居系の土地利用 (4-1-7)
 - 良好な住居の環境を保護する地域
 - 住居の環境を保護する地域
 - 自然と共生する土地利用 (4-1-11)
 - 市街化を抑制すべき地域
 - 都市計画区域外
 - 自動車専用道路 (4-5-1~4-5-3)
 - 幹線道路
 - 公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)
 - ▨ 土地区画整理事業施行中区域 (4-7-3~4-7-4)
 - ▨ 土地区画整理事業決定区域
 - 河川 (4-8-1~4-8-3)
 - 都市施設 (4-9-1)
 - 主要な公共交通の拠点
 - 公共交通の拠点
 - 鉄道網
- 注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備

(11) 伏見区



商業系の土地利用 (4-1-3)

- 商業・業務が中心となる地域
- 生活を支える商業が中心となる地域

工業系の土地利用 (4-1-5, 6)

- 住宅地と工業地が混在している地域
- 工業が中心となる地域

住居系の土地利用 (4-1-7)

- 良好な住居の環境を保護する地域
- 住居の環境を保護する地域

自然と共生する土地利用 (4-1-11)

- 市街化を抑制すべき地域
- 都市計画区域外

- 自動車専用道路 (4-5-1~4-5-3)
- 幹線道路
- 注) 道路については、実線は整備済み又は事業中、点線は未整備
- 公園・緑地 (4-6-1~4-6-4)
- 土地区画整理事業施行中区域 (4-7-3~4-7-4)
- 土地区画整理事業決定区域
- 河川 (4-8-1~4-8-3)
- 都市施設 (4-9-1)
- 主要な公共交通の拠点
- 公共交通の拠点
- 鉄道網

参考資料3 策定経過

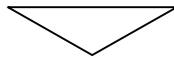
(1) 策定経過

京都市都市計画審議会に、都市計画マスタープラン部会を設置（平成21（2009）年7月）



都市計画マスタープラン部会で素案を検討（7回開催）

京都市都市計画審議会に都市計画マスタープラン部会での検討内容を報告（5回）



パブリックコメントの実施

(2) 京都市都市計画審議会都市計画マスタープラン部会での審議

① 都市計画マスタープラン部会での審議経過

年度	日時		議題
平成21年度	第1回	平成21年 9月1日(火)	(1) 議事運営について (2) 都市計画マスタープランの見直しについて
	第2回	平成22年 1月26日(火)	(1) 次期都市計画マスタープランの策定に向けた基本的な考え方について
	第3回	平成22年 3月17日(水)	(1) 次期都市計画マスタープランの策定に向けた基本的な考え方について
平成22年度	第1回	平成22年 10月27日(水)	(1) 議事運営について (2) 次期都市計画マスタープラン検討の進め方について (3) 次期都市計画マスタープランについて
	第2回	平成23年 1月12日(水)	(1) 次期都市計画マスタープランにおける都市計画の全体方針について (2) 次期都市計画マスタープランにおける都市計画の分野別方針について (3) 次期都市計画マスタープランにおける地域まちづくり構想について
	第3回	平成23年 3月7日(月)	(1) 次期都市計画マスタープランについて
平成23年度	第1回	平成23年 5月30日(月)	(1) 次期都市計画マスタープランについて